



注意喚起

**4月1日から電力の小売全面自由化スタート。
慌てて契約する必要はありません！
正確な情報を収集し、よく理解してから契約しましょう。**

相談事例 電力の小売全面自由化が始まり、複数の様々な業種や業態の事業者の中から、契約先を選択することが可能になりましたが、事業者を選択する際の注意点や、「よくある誤解」などを教えて下さい。(60代 男性)

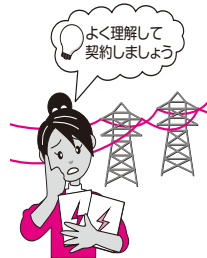
対処方法 電力の小売全面自由化に関する情報を消費者自らが収集し、「料金が必ず安くなる」といった勧誘トークには気を付けましょう。

- ・小売電気事業者は登録制になっているので、経済産業大臣の登録を受けているか確認しましょう。
- ・どのような条件で安くなるのか確認も必要です。契約の内容によっては、中途解約をすると解約料が発生したり、セット契約の場合は、一方の契約を解約するとセット料金が適用されなくなるなど、思わぬ支払いが発生することがあります。

電力の小売自由化に便乗した太陽光発電システムなど直接関係のない契約については必要性をよく考えましょう。

正しく知って、よく検討！電力小売全面自由化の5つの誤解

- 1 停電が起こる？**
→契約先によって電気の品質は変わりません。系統全体で需給バランスは維持されます。
- 2 新たに電線を引かなくてはならない**
→必要ありません。既存の送配電線を経由して電気が送られます。
- 3 3月中に契約しないと、電気が止まる？**
→あわてて契約する必要はありません。現在契約している電力会社から引き続き電気が供給されます。
- 4 クーリング・オフはできない？**
→訪問販売、電話勧誘販売で申し込みをした場合、8日以内であればクーリング・オフができます。
- 5 スマートメーターは、有料？**
→自由化に伴い新たな機器の購入を求められることはありません。新電力に切り換える際には必要ですが、原則無料です。



電力小売自由化について知りたいときは、専用ナビダイヤル「0570-028-555」や経済産業省ウェブサイト「エネ庁 電力小売り自由化」へ。

- ・消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ●消費者ホットライン^{いやや}188

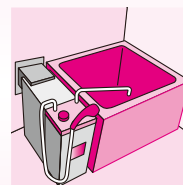
(※) 詳しくは、国民生活センターのホームページをご覧ください。 <http://www.kokusen.go.jp>

注意喚起！ふろがまによる事故に注意！

ふろがまは、使い方を誤ると事故が生じるおそれがあります。事故は全国で毎年100件前後の事故が報告されており、死亡、重傷や家屋の全焼といった重篤な被害に至った事例も多数あるため、使用の際には注意が必要です。

〈事故事例〉

- ・点火時に、口火（たね火）がついていない状態で繰り返し点火操作を行ったため、滞留した未燃ガスに異常着火してガスふろがまを焼損した。
- ・給排気部が積雪で塞がれた状態で使用したため、未燃ガスが滞留し、その後の点火操作によって異常着火してケーシングが変形した。
- ・空だき防止装置のない製品を、空だき状態で運転させたため、過熱して発火し、住宅を全焼した。
- ・不着火によるエラー表示が出る故障状態で使用し続けたため、蓄積した未燃灯油に異常着火して周辺を焼損した。



〈事故防止のために〉

- ・点火操作を繰り返しても着火しない場合、点火を中止する。・積雪などによって給排気部が塞がれた状態では使用しない。
- ・追い焚きの際は、浴槽に十分な量の水が入っていることを確認し空焚きに注意する。
- ・入浴時は、湯の温度を必ず確認して、火傷に注意する。・機器の周辺に可燃物を置かない。
- ・長期間使用した製品は、事業者による点検を受ける。・故障やエラー表示等、異常が生じた場合は直ちに使用を中止する。

製品を正しく使用し、事故を未然に防止しましょう。

詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。

<http://www.nite.go.jp/data/000079553.pdf>

新生活スタート 暮らしに潜む危険

春は新社会人、新入学の学生さん達が新しい生活をスタートさせる季節です。暮らしの中に潜む様々な危険を回避するため、製品は正しく、安全に使用しましょう。(NITE作成「暮らしに潜む危険」引用)

ヘアドライヤーの火花でやけど

事例

ヘアドライヤーを使用中、電源コードの本体側付け根付近から火花が出て、衣類とカーペットが焦げ、足にやけどを負った。(2015年4月)

原因

コードを折り曲げたり、ねじったり、引っ張ったりして使用していたため、芯線が断線して火花が出たものです。



- ❗ 使用時や収納時にコードの付け根部分を折り曲げたり、引っ張ったりしないでください。収納時に、本体にコードを巻き付けしないでください。
- ・ヘアドライヤーは消費電力(W)が大きく、コードに無理がかかった状態で使用を続けると、コードが発熱し、危険です。

洗濯物が自然発火

事例

使用後の電気洗濯機から発煙し、洗濯物が焦げた。(2015年3月)

原因

油分が付着したタオルを乾燥したため、油が酸化し、その際に発生した熱がこもり、自然発火に至ったものです。



- ❗ アロマオイル、食用油、機械油、ベンジン、ガソリンなどが付着したタオルや衣類は洗濯した後も乾燥機で乾燥させないでください。酸化熱で自然発火する恐れがあります。

レンジの「汚れ」から発火

事例

レンジを使用中、扉の一部が溶けた。(2015年2月)

原因

庫内や食べ物などの汚れが付着していたため、汚れに電波が集中して炭化し、発火したものです。



- ❗ 庫内やドアに汚れが付着したまま使用しないでください。発煙や火花の原因となりますので、こまめに清掃してください。
- ・食品の加熱のし過ぎは発煙・発火の原因となりますので注意してください。

火を使わないのに発火

事例

IHコンロ(電磁調理器)が変色し、周辺を汚損する火災が発生して両手にやけどを負った。(2014年7月)

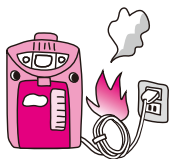
原因

少量の油で、鍋底に反りのある鍋を使用したため、安全装置が油温を検地する前に油が発火温度に達したものです。

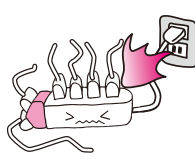


- ❗ 火を使わない電磁調理器でも天ぷら油火災が起こっています。油の量が少ない場合や、なべ底に反りがあると温度センサーが正確な油温を検地できません。取扱説明書に従って適切ななべや揚げ物キーを使用してください。
- ・調理中は絶対にそばを離れないでください。

コードや配線器具の事故が多発しています!



コードを束ねない



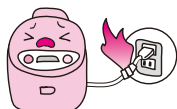
最大容量を超えない



コードを無理に曲げない
引っ張って抜かない



コードを踏みつけない



自分で修理しない



トラッキング現象
電源プラグにほこりや水分が
付いたままにしない

リコール製品の事故

毎年、リコール対象製品による火災等の重大事故が発生しています。事故を防止するためにもリコール情報をこまめにチェックするようにしましょう。

具体的には

新聞の社告等を確認するとともに、お手持ちの製品がリコール対象製品でないか、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページ等を活用して確認しましょう。

<http://www.nite.go.jp/jiko/shakoku/search/index.php>

ご存じですか？

～新しい食品表示制度～

平成27年4月1日に食品の新たな表示制度である「食品表示法」が施行され、食品表示に関する新しいルールが定められました。

● 表示ルールのどこが変わったの？

『アレルギー表示』

これまでは、アレルギー物質（えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生）を含むことが予測できるマヨネーズやパンなどといった一部の加工食品では、アレルギー表示の省略が許されていましたが、**新しい表示制度では、全てのアレルギー物質を省略せず食品に表示することが義務付けられました。**

マヨネーズ（卵を含む）
パン（小麦を含む）

【アレルギー表示】

原材料名	魚肉(トビウオ、タラ)、でん粉(馬鈴薯、小麦)、卵白(卵を含む)、砂糖、食塩、清酒、みりん
添加物	調味料(アミノ酸等)、保存料(ソルビン酸)

【新たな原材料、添加物の表示例】

『原材料と添加物の表示』

新しい食品表示制度では、原材料と添加物の間を改行や記号（：、／）で区切る方法や、原材料名欄の他に新たに添加物欄を設け双方を分けて表示するなど、消費者に原材料と添加物がわかりやすく伝わるよう、工夫された表示方法が適用されるようになりました。

『加工食品の栄養成分表示が義務化』

一部の食品を除き、**包装容器に入れられた加工食品で、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの5つの栄養成分の表示が義務化されました。**また、ナトリウムの量は、消費者にとってわかりやすい「食塩相当量」で表示されるようになります。栄養成分表示を活用して、健康な食品の摂取に役立てましょう。

栄養成分表示（1袋当り）	
熱量	320kcal
たんぱく質	2.6g
脂質	3.5g
炭水化物	25.5g
食塩相当量	0.6g

【栄養成分表示が義務化】

● 機能性表示食品制度

特定保健用食品（トクホ）のように、健康の維持・増進に役立つという食品の機能性を、生鮮食品を含め食品全般に表示することができる、機能性表示食品制度が始まりました。

ちなみに**機能性表示食品とは、疾病の診断・治療・予防を目的とした食品ではありません。**健康作りのためには、十分な睡眠と運動に加えて、バランスのよい食品を摂取することが基本となります。特定保健用食品や機能性表示食品だけに頼るのではなく、自身の食生活を見直すことも大切です。

○お問合せ：食品表示110番(富山県農林水産部農産食品課)

【TEL】076-444-8484 【FAX】076-444-8600

富山県くらしのアドバイザーについて

県では、地域における消費生活に関する知識の普及啓発を図るため、富山県くらしのアドバイザーを75名の方々に委嘱し、消費者啓発講座「くらしの相談会」の開催等で活動していただいています。

町内会等の地域行事において「くらしの相談会」の開催を希望する、又は消費生活に関することで知りたいことや困りごとがあるなどという場合は、お気軽にお問合せください。

【くらしのアドバイザー氏名】（市町村別）

問合せ先：各市町村消費生活相談窓口または富山県消費者協会TEL:076-432-5690

富山市

赤塚 幸子
池田 義史
稲田 京子
伊林 純子
内田 容子
大作 隆一
川端 利恵
塩原 幸子

炭山 幸三
谷 朋子
谷川 明子
長森 剛
畑田 暁美
林 榮子
平澤 佳美
藤田 絢子

正谷むつ子
松浦 京子
安井 洋子
安田えい子
山淵千鶴子
弥生 優美
由水 廣子
渡辺美和子

氷見市

岡部 澄恵
三國 芳子
水上せつ子
山下 輝子

滑川市

樋口 貞勝
吉田 洋子

砺波市

雨池 麗子
小西 春美
仙道 智子
高木 葉子

小矢部市

赤野 和恵
居島紀代子

南砺市

東 美子
伊藤 紀子
岩崎 幸子
高田 和子
渡邊美和子

射水市

井上 都
門嶋 幸子
尚和 信子
多田 玉子
恒川 末子
道古 正子
松木美枝子

舟橋村

高見要宇子

立山町

久保 洋子
米田千恵子

入善町

飯田 幸子
舟本 廣美

朝日町

波間 教子
水野麻衣子

高岡市

今井 博子
奥村 勝美
金戸 明子
島崎佳世子
瀧内喜代美
多筈 郁子

新田 光子
二塚 時男
山元 厚子
山元ひとみ
吉岡 節子

魚津市

赤坂 信子
川西かず江
流 真喜子

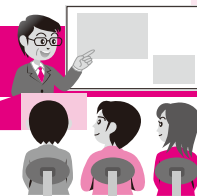
黒部市

秋元 昌子
朝野 時子
飯村美恵子
中谷美智子

上市町

瀨川 信子
関野 静枝

各種消費生活出前講座をご利用ください！



県では、複雑化・多様化する消費者トラブルを未然に防止するため、トラブルの事例や対処法について楽しく学べる各種出前講座を実施しています。各年代に応じた内容の講座を設定していますので、目的にあわせてぜひご利用ください！

講座名	対象	講師
消費生活出前講座	一般 ・年齢や所属は問いません ・企業研修としてもご利用いただいています	富山県消費生活推進リーダー ※1
悪質商法撃退教室	高齢者 ・老人クラブや自治会など	富山県消費生活推進リーダー ※1
◎中学生を対象とした消費生活講座	中学生 ※2	消費生活相談員等
◎高校生等を対象とした消費生活講座	高校生 ※2	弁護士（富山県弁護士会所属）
◎悪質商法撃退講座inキャンパス	大学生等 ・大学、短期大学、専門学校等	弁護士（富山県弁護士会所属）

◎ … 学校からのお申込みのみとさせていただきます。

※1 消費生活に関する専門知識を持ち、県からの委嘱を受けて出前講座の講師として活動する皆さんです。

※2 学年単位での申込みを原則としますが、学級単位を希望される場合はご相談ください。

◆講座の内容

- ・悪質商法の事例や対処法
 - ・各年代に多い消費者トラブル
 - ・製品事故にあわないために
 - ・高齢者や障がい者を見守るために
- 内容については、ご相談ください。

◆費用

- ・講師派遣にかかる費用は無料です。
- ・会場設営やその他主催者が必要とする費用については、ご負担願います。

◆お申込み・お問合せ 富山県消費生活センター TEL 076-432-2949

富山県消費生活推進リーダーを委嘱しました！

平成28年度の富山県消費生活推進リーダーを4月1日付で次の方々に委嘱しました。

石原 紀雄(富山市) 梅原 敏(富山市) 梅原 政俊(富山市) 角真 和子(富山市) 串田 和博(富山市) 新村 幸和(富山市)
 瀬川 節子(富山市) 千澤 恵子(富山市) 田中 隆子(富山市) 田村 信子(富山市) 坂東 喜行(富山市) 平田 信正(富山市)
 南 和泉(富山市) 宮川 行雄(富山市) 村本 典子(富山市) 室林 宏枝(富山市) 山本 公子(富山市) 小野寺正徳(高岡市)
 嶋村美和子(高岡市) 古村理栄子(高岡市) 浜田由紀子(魚津市) 松澤 順二(魚津市) 須磨 文子(砺波市) 五十嵐枝折(射水市)

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター(Civicビル内)

…………… ☎076-443-2047

高岡市消費生活センター …… ☎0766-20-1522

魚津市 市民課 …………… ☎0765-23-1003

氷見市 市民課 …………… ☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課 …………… ☎076-475-2111(内334)

黒部市消費生活センター …… ☎0765-54-3198

砺波市消費生活センター …… ☎0763-33-1153

小矢部市 生活協働課 …………… ☎0766-67-1760

南砺市消費生活センター(井波庁舎)… ☎0763-23-2035

射水市消費生活センター(大島庁舎)… ☎0766-52-7974

舟橋村 総務課 …………… ☎076-464-1121(内29)

上市町 町民課 …………… ☎076-472-1111(内103)

立山町 住民課 …………… ☎076-462-9915

入善町 住民環境課 …………… ☎0765-72-1100(内134)

朝日町 住民・子ども課 …………… ☎0765-83-1100(内134)

◆消費者ホットライン ☎188(いやや!) ※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

富山県ホームページ「消費者の安全・安心コーナー」URL <http://www.pref.toyama.jp/cms-sec/1711/kj00016052.html>

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

消費生活相談 ☎076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252

FAX076-431-2631

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】

午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

毎週火曜日は午前8時30分～午後8時(休日、年末年始を除く)

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市赤祖父211(高岡総合庁舎5階)

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談

☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】

午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

◆富山県消費者協会(富山県民共生センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

☎076-432-5690 午前9時～午後4時